# 交付金の額の特例に係る算定方法に関する内閣府令 （平成十七年内閣府令第五十二号）

沖縄振興特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第三十二条第三項の規定により加算する額は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算定するものとする。

###### 一

施行令別表第三の一の項及び二の項に規定する交付金

###### 二

施行令別表第三に規定する交付金のうち前号に掲げる交付金以外のもの

# 附　則

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月三一日内閣府令第三八号）

この府令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年三月三一日内閣府令第二五号）

この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。